

入札説明書

令和8年度静岡県地震防災センター緑地樹木維持管理業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年4月17日
- 2 入札執行者 静岡県知事 鈴木 康友
- 3 担当部局 〒420-0042 静岡県静岡市葵区駒形通5丁目9番1号
静岡県危機管理部危機情報課（静岡県地震防災センター）
電話番号 054-251-7100
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 危情第501号
 - (2) 業務名 令和8年度静岡県地震防災センター緑地樹木維持管理業務委託
 - (3) 業務場所 静岡県静岡市葵区駒形通5丁目9番1号（静岡県地震防災センター）
 - (4) 業務概要 静岡県地震防災センター敷地内の植樹帯及び芝地帯の維持管理
詳細は要領による。
 - (5) 業務期間 令和8年6月1日から令和9年3月19日まで
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (3) 入札参加資格審査期日までに、本県における建設工事競争入札参加資格者名簿に業種「造園工事業」で掲載されている者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であり、かつ、この入札参加資格確認通知を受けている者であること。
 - (4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
 - (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員ではないこと。

(7) 造園工事業に係る経営事項審査の総合評定値が800点以上の者であること。

(8) 造園施工管理技士1級の資格保持者が1名以上在籍しており、かつ、当該業務に配置できること。

(9) 静岡市内に本社又は営業所等（静岡県内に本社を置く者に限る。）を置く者であること。

6 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和8年4月17日（金）から令和8年4月30日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日及び月曜日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、令和8年4月30日（木）必着とする。

イ 提出先 上記3に同じ。

ウ 提出方法 申請書及び資料を各1部と長3号封筒（簡易書留料金を含む切手460円分を貼付）を提出先に持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。電送による提出は認めない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年5月8日（金）までに通知するものとする。

(3) 提出書類等は次のとおりとする。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し

ウ 受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別表又は様式第22号の2の写し等主たる営業所が静岡市内にあることを証明する書類

エ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し

オ 造園施工管理技士1級の資格を有していることが確認できる書類の写し及びその者との雇用関係を確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近のものに限る。）

カ 長3号封筒（簡易書留料金を含む460円分の切手を貼付）

(4) その他

ア 提出書類の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しな

い。

ウ 提出期限後における申請書及び資料の差替及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 申請書等に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格を認めない者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、入札執行者に対し、入札参加資格を認めない理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由を求める場合には、令和8年5月14日（木）までに書面（様式自由）を持参により提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求めた者に対して、令和8年5月19日（火）までに書面により回答する。

8 現場説明会

現場説明会は実施しない。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時 令和8年5月21日（木）午前10時

(2) 入札執行場所 静岡県静岡市葵区駒形通5丁目9番1号
静岡県地震防災センター 3階小研修室

(3) その他

ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。その際、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

イ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満切捨）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札者又はその代理人が互いに連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

カ 入札執行回数は2回を限度とする。

10 開札

開札は上記9に掲げる日時・場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

11 入札の無効

公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書及び庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等、入札時点において上記 5 に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

12 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

14 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

15 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札説明書及び入札公告と入札心得の規定が異なる場合は、入札説明書及び入札公告の規定による。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (5) その他不明な点については、静岡県地震防災センター（電話054-251-7100）に照会すること。